

学校いじめ防止基本方針

多古町立多古第一小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第二条より）と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確で丁寧な説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ オンラインゲームやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」と認知する。（平成 30 年度追加）

（参考） 文部科学省 平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（平成 27 年 10 月 27 日）

文部科学省 いじめ防止等のための基本的な方針
（平成 29 年 3 月 14 日改訂）

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

校長・教頭・生徒指導部会を核とした学校いじめ対策組織を設置し、以下の取組を実施する。

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- (3) 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4) 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- (6) いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7) 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、(1)の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また(5)の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーをメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切に
する心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人
間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員に
よる一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に
努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義
等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に
努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発
見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にそ
の指導にあたる。

5 具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

- ア いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し
 - ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
- イ 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実
 - ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
 - ・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
 - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
 - ・人権教育等の推進
 - ・読書活動の推進
- ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
 - ・必要に応じて外部から講師を招聘し、児童・保護者・職員の研修を実施する。
- エ 授業改善の推進
 - ・授業改善に日々取り組み、一人一人を大切にしたい、分かる授業づくりの推進
 - ・生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり

＜生徒指導の機能＞

- ① 児童に「自己決定の場」や機会をより多く用意し、自己実現の喜びを味わうことができるようにすること
- ② 児童に「自己存在感」を与えること
- ③ 教師と児童の信頼関係及び児童相互の「共感的人間関係」を育成すること
- ④ 児童が個性的な存在として尊重され、「安全・安心な風土」を醸成すること

- オ 教職員研修の推進
 - ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
 - ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
 - ・生徒指導の機能を重視した分かる授業の展開
 - ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

カ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知
- ・道徳の授業の一般公開
- ・その他

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 日常の取組について

- ・登下校の様子については、学級担任以外の職員で観察する。特に、ぎりぎりでの登校が目立つ場合などには留意する。
- ・朝の健康観察では表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。
- ・授業中のグループ活動時の人間関係を注意深く観察する。気になる点が見られた場合には、必ず学年主任に報告する。
- ・授業開始時の雰囲気や一人で遅れて教室に入ってくる児童などに留意する。
- ・授業中のグループ活動時の様子や正しい発言に対する冷やかしなどに留意する。また適切に指導する。
- ・給食時の人間関係を注意深く観察する。
- ・清掃時には、担当場所の教職員が人間関係を注意深く観察する。特に、みんなが嫌がる場所を一人で清掃している場合などは留意する。
- ・休憩時間や帰りの会後は、トイレや空き教室、階段の踊り場など、できるだけ死角をつくらないような教職員の動線、人的配置を行う。
- ・言葉の荒れや服の汚れに留意する。
- ・用がないのに保健室や職員室などへ行ったり、階段などをふらふらしたりしている児童に留意する。
- ・退勤前に、教室の整理、観察を行う。また特別教室やトイレにも注意を払う。
- ・校長、教頭は、教職員からの報告を待つだけでなく、自らも児童の人間関係などの情報を集めるように努める。

イ 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声掛けやノート等の活用
- ・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携

- ・教員と子どもとのコミュニケーションを活発に取り、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施
(年5回予定：5月中旬、7月夏季休業前、9月中旬、11月中旬、1月下旬)
- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
- ・教育相談の効果的实施（定期的・適宜）（年2回：6月、1月）
- ・Q U検査の検証と活用

ウ 相談体制の整備

- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の積極的活用
- ・相談箱の設置
- ・いじめについて「話す勇気」の指導
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号 76-2752

担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭

(参考) 多古町ほっとダイヤル <教育委員会対応> 電話番号 76-5411

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」を作成し、組織的に対応する。

以下概要

ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握

保護者や地域住民等からの相談先 学校電話番号 76-2752

イ 初期対応

- ・学校いじめ対策組織で初期対応の方針の決定
- ・教育委員会への報告と連携
- ・いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ・事実関係を明確にする調査
- ・初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ・ 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ・ 保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

- ・ 関係児童の心のケア
- ・ 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生時の関係機関との連携

- ・ 重大事態が発生した場合は、教育委員会を始めとする関係機関との連携を図り、対応していく。

参考） 重大事態とは、(いじめ防止対策推進法・第28条より)

(ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき

(イ) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(4) いじめの解消

ア いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月が経過していること。3か月が経過した後も注意深く見守ったり、情報交換をしたりする。

イ 本人及び保護者へ面接で確認すること

被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認すること。

※報告連絡体制については、危機管理マニュアル「いじめ発生時の対応」に則って対応する。

6 その他

(1) 学校いじめ防止等基本方針の公開

(2) 学校いじめ防止等基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。

(3) その他いじめの防止に関する措置

令和7年4月3日改訂